

平成30年10月1日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 西口 純生

木曾 利廣

田中 豊

藤本 弘

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

亀岡市は、憲法の平和精神に基づき、昭和30年6月に国内で2番目となる「世界連邦平和都市」を宣言して以来、各種平和事業を積極的に推進してきた。また、平成22年8月には、世界各国で続発する紛争やテロ、核兵器をめぐる情勢を捉え、核兵器廃絶を求める「世界連邦・非核平和都市」を宣言し、さらなる平和を希求してきた。

そのような中、平成29年7月に、国際法史上初めて核兵器の開発、使用等を禁止した核兵器禁止条約が、国連において122カ国の賛成で採択された。この条約は核兵器非保有国による開発・保有を禁止するのみならず、核兵器保有国が保有する核を解体していく義務にも触れた画期的なものであり、同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されており、日本国民の切望に応えるものとなっている。

広島と長崎への原爆投下による核の惨禍を体験した日本が、その恐ろしさを世界各国に先立ち発信し、核兵器廃絶を率先して訴え、平和の実現を求め続けていくことは、この時代に生きる我々日本国民に課せられた大きな使命である。

よって国においては、世界で唯一の被爆国として、早急に核兵器禁止条約を批准するとともに、核兵器廃絶に向かう道筋を提示する積極的な外交を展開することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} 宛

亀岡市議会議長 湊 泰孝